

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2016 年世界の宗教の自由に関する報告書：アフガニスタン

要旨

憲法はイスラム教を国教と定めているが、イスラム教以外の宗教の信者も、法律の範囲内で自らの信仰を自由に行使できると規定している。イスラム教から別の宗教への改宗は、「ある事案に関し、憲法その他の法律にいかなる規定もなければ」憲法が適用すると定めているハナーフィ法学（Hanafi school of jurisprudence）に従って、死刑、懲役、又は財産の没収によって処罰されるところの背教行為である。最高裁判所によると、バハイ信仰（Bahai Faith）はイスラム教と異なり、ハナーフィ法の下でも死罪に値する、神への冒瀆の一形態である。法律は、イスラム教の原理に反する、又は他の宗教に対して攻撃的な内容の著作の作成及び出版を禁じている。刑法は、いかなる宗教の信者に対しても、言葉での、及び身体への暴行を行った場合、3 ヶ月以上の実刑に処すとしている。過去 2 年間には、背教行為や神への冒瀆による起訴事件は一件も報告されなかったが、イスラム教から他の宗教に改宗した人々が、政府からの処罰と家族及び社会からの報復を恐れ続けたと述べた。ヒンズー教及びシーク教コミュニティに属する人々が、報復を恐れて争議を裁判所で解決することを避け続けており、コミュニティ評議会を通して争議を解決する方を選んでいと報告した。少数派宗教の代表者は、裁判所が非イスラム教徒にイスラム教徒と同じ権利を認めることを拒否し続けていると報告した。少しのシーク教徒とヒンズー教徒で政府の役職に就いている者は、依然として少なかった。シーア派イスラム教徒は、政府の中で一部の主要な役職に就いているものの、役職の数が彼らの人口統計を反映していないと訴えており、政府はシーア派が多数を占める地域の安全保障を無視していると不満を述べた。

タリバン（Taliban）及びコラーサーン州のイスラム国（Islamic State in Khorasan Province: ISKP）（ISIS の下部組織で米国からテロ組織に指定されている）は、少数派宗教コミュニティに属する人々を、そうした人々の信仰や政府との結び付きを理由に、攻撃し、殺害し続けた。ISKP は、シーア派コミュニティに属する 100 人以上の人々を殺害した攻撃に対する犯行声明を公式に出した。（2016 年）7 月に、シーア派が多数を占めるハザラ人（Hazara）コミュニティの人々が主に参加した抗議活動を標的として自爆テロが発

生し、少なくとも 97 人が死亡して、260 人以上の負傷者が出た。10 月には、銃で武装した男たちが Karte-Sakhi モスクに侵入して、シーア派のアーシューラー（Ashura）の祭日を祝うために集まっていた信者に発砲し、女性と子供を含む 17 人の信者が死亡して 58 人が負傷した。ISKP は、これら 2 件の事件に対する犯行声明を出した。タリバンはシーア派ハザラ人を狙った多くの誘拐に関与しており、タリバンのイスラム教解釈に反する説教を行ったという理由で、牧師を殺害するとの脅迫を続けた。

タリバンはイスラム教指導者に対し、政府の保安当局者のために葬送の祈りを捧げないよう警告した。タリバンはまた、タリバンの支配下にある地域の住民を、タリバン流のイスラム法解釈に従って、処罰し続けた。

シーク教、ヒンズー教、キリスト教、及び他の非イスラム教少数派は、嫌がらせや突発的な暴力に直面し続けていると述べた。シーク教徒から、彼らがこの国に住むのはふさわしくないと非難されたとの報告があったが、それでもヒンズー教徒とシーク教徒は、公に宗教上の実践を行うことができると述べた。キリスト教徒は、キリスト教の布教活動に世論が依然として反感を示していると報告しており、社会的差別及び迫害を避けるために、依然として礼拝を内々に行っていると語った。複数の異なる宗教の女性から、地方のイスラム教宗教指導者が、服装を巡って女性に敵対的な態度を取り始めていると報告があった。彼女らによれば、その結果、ほとんど全ての女性が頭にある種の覆いをかぶるようになった。少数派の宗教指導者は、差別と雇用機会の不足を理由に国外移住が相次ぎ、人口が減少しているシーク教徒とヒンズー教徒に、利用可能な礼拝所はわずかしか残っていないと語った。ヒンズー教徒とシーク教徒は、シーク教徒の火葬を受けて、何者かが火葬場に石を投げつけた事件など、彼らが遺体を火葬しようとする、火葬場の近くに住む住民から妨害され続けていることを報告した。オブザーバーは、一部の地域では差別が依然として報告されているが、多数派のスニ派による少数派のシーア派に対する差別は減少し続けていると述べた。

米国大使館員は政府高官と会談し、宗教的寛容の促進、宗教的少数派の保護、及び暴力的過激主義に政府が対抗する能力の強化について議論を交わした。特に、暴力的過激主義と戦う国家戦略の策定を支援するために、大使館は国家安全保障諮問局（Office of the

National Security Advisor: ONSC) と会合を持った。大使館は、より多様な宗教的観点を国民に導入し、宗教的寛容を強化するための方法について議論するために、主要な宗教団体の指導者、学者、及び非政府組織（NGO）との話し合いを継続した。大使館のアウトリーチプログラムは、宗教的対話と、暴力的過激主義の発生源を特定して対抗しようとする政府の取り組みに寄与した。

第 I 節 宗教別人口統計

米国政府は、アフガニスタンの総人口を 3330 万人（2016 年 7 月時点）と推計する。同国に占めるシーア派及びスンニ派のイスラム教徒の割合に関して、有用かつ信頼性の高い統計値は存在しない。同国政府の中央統計局（Central Statistics Office）は、この観点から分類されたデータを収集していない。シーア派の指導者は、シーア派が人口の約 20～25 パーセントを構成していると主張しているが、一方でスンニ派の指導者は、シーア派は 10 パーセントしか構成していないと主張する。

シーア派人口には、イスマイル派（Ismailis）とハザラ人（Hazaras）の大多数が含まれる。他の宗教集団、主にヒンズー教徒、シーク教徒、バハーイ教徒、及びキリスト教徒は、総人口の 0.3 パーセント未満にすぎない。シーク教徒とヒンズー教徒の数は、国外移住のために減少している。シーク教とヒンズー教の指導者は、シーク教徒とヒンズー教徒の家族数は 180、合計で 900 人の信者がいると推計しており、2015 年の 343 家族、合計 2,000 人から減少している。バハーイ教及びキリスト教コミュニティについての信頼に足る推定値は得られていない。ユダヤ教徒 1 人を含めて、他の宗教の信者もわずかにいる。

ハザラ人は主に中部及び西部の州に居住している一方、イスマイル派信徒は主にカブール（Kabul）、そして中部及び北部の州に居住している。バハーイ教の信者は主にカブールを本拠としており、カンダハール（Kandahar）には小規模なコミュニティがある。

第 II 節 政府による宗教の自由の尊重の現状

法的枠組み

憲法はイスラム教を公式の国教と宣言しており、いかなる法律も「神聖な宗教であるイスラム教」の信仰及び規定に反してはならないと定めている。憲法はさらに、イスラム教の原則の堅持に関する憲法の規定に、いかなる修正も加えてはならないと定めている。憲法によると、イスラム教以外の宗教の信者は、「彼らの信仰を自由に行使し、法律の定める範囲内で彼らの宗教上の儀礼を遂行すること」ができる。

刑法に背教行為の定義は記載されていない。背教行為は、シャリーア（sharia: イスラム法典）が定義するところの hudud を構成する 7 つの罪に分類される。「ある事案に関し、憲法その他の法律にいかなる規定もなければ」憲法が適用すると定めているスンニ派のハナーフィ法によると、男性の背教者には、その者が罪を悔い改めない限り、打ち首刑が適当であり、一方、女性の背教者には終身刑が適当であるとされる。背教をめぐる疑義が存在する場合、裁判官は短期の投獄やむち打ちのような、より軽い刑を科してもよい。ハナーフィ法に基づき、政府は背教者の財産を没収、又は背教者の財産相続を阻止することもできる。この指針は、精神状態が健常な、成年に達した個人に適用される。民法は国民の成人年齢を 18 歳と定めており、例外として、女性の結婚可能年齢を 16 歳としている。イスラム法は、この年齢を人が思春期の兆候を示す時点であると定義している。

イスラム教から別の宗教への改宗は、法廷で適用されうるハナーフィ法に基づき、背教行為とされる。ある者がイスラム教から別の宗教に改宗すれば、その者は 3 日以内に改宗を撤回しなければならない。もし当人が撤回しなければ、その者は背教に対する処罰の対象となる。人をイスラム教から別の宗教に改宗させようとする改宗行為も、法廷で適用されうるハナーフィ法に基づいて違法とされ、同じ処罰の対象となる。

法廷で適用可能なハナーフィ法によると、反イスラム的著作物又は演説も含まれうる神への冒瀆は、死罪である。背教者と同様に冒瀆者も、シャリーア法では撤回に関する明確な手続きが定められていないものの、3 日以内に改悛しなければ死罪となる。一部のハディース（hadith）（宗教上の法又は指針の源泉としての役目を果たす、預言者モハメッド（Prophet Muhammad）の言行又は口碑）はこの問題を取り上げており、改宗者に撤回を促すための話し合いや交渉について示唆している。

最高裁判所の管轄下にあるファトワ・説明総局（General Directorate of Fatwas and Accounts）の 2007 年裁定によると、バハーイ教はイスラム教とは別個のものであって、神への冒瀆の一形態であり、その信者である全てのイスラム教徒は改宗者と見なされる。つまり、バハーイ教の実践者は異教徒扱いされる。

法律は、イスラム教の原理に反する、又は他の宗教に対して攻撃的な内容の著作及び資料の作成、複製、印刷、及び出版を禁じている。法律は、イスラム教以外の宗教の宣伝及び普及を行うことも禁じており、人民（特に子どもと未成年者）の身体的、精神的、及び道徳的健全性を害するおそれがあると政府が見なしたあらゆる話題に関する記事を禁止している。法律は、アフガニスタン国営テレビ・ラジオ放送（National Radio and Television Afghanistan: RTA）に、国内の全ての民族集団の宗教的信念を反映した放送内容を提供するように指示している。法律は RTA に、国民的・精神的価値観と共に、イスラム教の原則に照らして番組を調整するようにも義務付けている。

宗教団体の許認可及び登録は必要とされない。団体又は結社としての登録（団体にシュウラ（shura）又は評議会の地位を付与する）を行うと、公認され、セミナー及び会議用の施設を政府が提供するという便益がもたらされる。法律は、18 歳以上のすべての国民が、社会的又は政治的組織を設立することを認めている。そのような団体は、本部と共に国内の法律に合致する設立綱領を策定していなければならない。司法省（MOJ）は、司法命令を通してそのような組織を解散させることができる。シュウラ又は評議会と認められた集団は、宗教上の問題に関して相互に協力ことができる。結社は、政府又は社会全体と共に事業を行うことができる。集団も結社も、MOJ に登録することができる。MOJ のデータベースによると、2,215 のスンニ派及びシーア派の組織が登録されているが、一方、シーク・ヒンズー国民シュウラ（Sikh and Hindu National Shura）は、国境・部族問題省（Ministry of Border and Tribal Affairs）に登録されている。

刑法は、いかなる宗教の信者への言葉による・身体への暴行も含む、「宗教に対する犯罪」を処罰の対象とする。刑法は、いかなる宗教の信者を攻撃する者も、3 ヶ月以上 1 年以下の懲役、及び 3,000～12,000 アフガニ（44～177 米ドル）の罰金に処されるものと定めて

いる。

刑法は、いかなる宗教の儀礼の実施であれ強制的に阻止する者、宗教儀礼が実施される際に「許可された礼拝所」（刑法では定義されていない用語）を破壊する者又はこれに損害を与える者、あるいはいかなる宗教の標章又は象徴であれ破壊する者又はこれに損害を与える者は、中期刑罰の対象になると定めている。刑法は中期刑罰を、1 年以上 5 年以下の禁固、及び／又は 12,000～60,000 アフガニ（177～884 米ドル）の罰金と定義している。

憲法によれば、「国家は神聖な宗教たるイスラム教の規定に基づいた総合的な教育カリキュラムを考案及び実施し」、国内の「イスラム教宗派」に基礎を置く宗教に関する科目を策定するものとする。国の教育カリキュラムには、非暴力的なイスラム教の用語及び原則に重点を置いた教科書に加え、スンニ派が多数派を占める学校とシーア派が多数派を占める学校に対して別々に作られた資料が含まれる。カリキュラムはイスラム教に関する科目を含むが、他の宗教に関する科目は含まない。非イスラム教徒は、公立学校でイスラム教について学ぶことを義務付けられていない。

法律によると、民間の、又は国際的な資金源からイスラム神学校（madrassa）に寄付されるすべての資金は、文部省（MOE）を通して用途に当てられなければならない。

民法及び刑法は、それぞれ憲法を根拠とする。憲法は、裁判所が訴訟の判決を下す際に、法律と同様に憲法の規定を適用しなければならないと定めている。憲法も、刑法又は民法のいずれも特定の訴訟に適用できないような事案について、憲法は、正義を達成するために憲法によって定められた範囲内で、裁判所がハナーフィ・スンニ法学を適用することができると言明している。憲法は、シーア派の信者に関する訴訟に、裁判所がシーア法を適用することも許している。非イスラム教徒は、シャリーア法を必要とする事案において証拠を提出することはできない。憲法は、非イスラム教徒に適用される別個の法律については、何も言及していない。

イスラム教徒の男性は非イスラム教徒の女性と結婚できるが、かかる女性が他の 2 つのアブラハムの宗教（Abrahamic faiths）ーキリスト教又はユダヤ教ーのどちらかの信者でな

ければ、その女性はまず改宗しなければならない。イスラム教徒の女性が非イスラム教徒の男性と結婚することは違法である。

政府発行の国民身分証明書には、本人の宗教も記載されている。個人は、市民権を得るのにイスラム教の信仰を表明する必要はない。

憲法は、大統領と副大統領にイスラム教徒であることを義務付けている。他の政府高官（大臣、議員、判事）は、就任宣誓の中でイスラム教の諸原則への忠誠及び服従を宣誓しなければならない。

憲法は、政党の綱領及び憲章が「神聖な宗教たるイスラム教の原則に反していない」ことを条件に、政党の設立を許可している。憲法は、政党が教派主義に基づくものであってはならないと明記している。

（2016 年）9 月に、議会は、ヒンズー教／シーク教コミュニティに属する者に下院議会の追加議席を確保するよう命じた、選挙制度改革立法を成立させた。

MOJ のデータベースによると、国は市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights: ICCPR）に署名しているが、議会はまだ国の署名を批准していない。

政府の慣行

最高裁判所は、コーラン（Quran）を燃やしたとされる女性が 2015 年に群集によって殺害された事件について、有罪を宣告された 4 人に下された死刑判決が、上訴裁判所で逆転されたことを支持した。法廷は、この事件で 7 人の警官に下された 1 年の実刑判決について審査を命じたが、結果として、上訴裁判所でこれらの警官の処罰はより重いものになった。過去 2 年と同様に、背教または神への冒瀆による起訴は一件も報告されなかったが、イスラム教から転向した人が、家族や社会からの報復だけでなく、政府による処罰も恐れていると、相次いで伝えられた。ヒンズー教及びシーク教コミュニティに属する人々は、

報復を恐れて裁判所で争議を解決するのを避けていると報告した。こうした人々は、コミュニティの評議会を通して争議を解決する方を選んでいる。少数派宗教の代表者は、裁判所がイスラム教徒と同等の権利を非イスラム教徒に認めていないことを、相次いで報告した。政府の役職に就いているシーク教徒とヒンズー教徒の数は、依然として少なかった。シーア派の何人かが政府の上級職に就いているが、シーア派の指導者は、公職にシーア派が占める割合は、国の人口統計を反映していないと語った。

(2016 年) 3 月に、最高裁判所は、コーランを燃やしたせいで 2015 年 3 月に群集によって殺害された女性の事件で下された 4 件の死刑判決を懲役 20 年に引き下げるという、上訴裁判所の 2015 年の判決を支持した。最高裁判所は、この事件で他の 8 人の民間人容疑者に下された 16 年の実刑判決を支持したが、執行猶予付き懲役 1 年を言い渡された 7 人の警察官の判決を拒絶した。同裁判所は、執行猶予が寛大すぎるとの裁定を下した。同裁判所はまた、この事件で起訴された他の 11 人の警官の放免を審査するよう、司法長官事務局に求めた。最高裁判所はその判決理由を公表せず、上訴裁判所に指針を与えることもなかった。8 月 7 日に、上訴裁判所は、7 人の警官への 1 年の執行猶予付き判決を 2 年の執行猶予付き判決に変更したが、判決文には、警官らが汚点のない経歴を維持し、いかなる余罪も犯さない限り、刑期に服することはないと明記された。上訴裁判所はまた、原決定で判決が下されなかった民間人に禁固 16 年を宣告した。

イスラム教から改宗した人々は、自らの結婚の取り消し、家族とコミュニティによる拒絶、雇用の喪失、及び死刑の可能性の危険にさらされていると、相次いで報告した。

過去 2 年と同様に、年間を通じて神への冒瀆又は背教による起訴の報告は一件もなく、不信心者というレッテルは貼られたものの、改宗者であるとは見なされず、いずれの罪でも告発されなかったバハーイ教徒についての報告があった。2013 年に神への冒瀆で有罪を宣告された 1 人の人物が、懲役 20 年の刑に服して刑務所に留まっていた。

巡礼・宗教省 (Ministry of Hajj and Religious Affairs: MOHRA) は、巡礼の管理 (メッカ巡礼及びウムラ (Hajj and Umrah))、宗教活動のための収益徴収、宗教目的のための資産の獲得、イスラム法に基づく宣告の発行、導師の教育的試験、政府が支援するモスクの

説教の準備と頒布、及び宗教問題に関する国民意識の啓発を、引き続き責務としていた。政府は、スンニ派とシーア派の双方に、いずれかのグループに割当を与えることなく、巡礼に赴くことを引き続き許可していた。MOHRA はヒンズー教徒とシーク教徒のインドへの巡礼も容易にしたが、非イスラム教徒のために、又は彼らから、いかなる収益も徴収しなかった。

MOHRA は、データが入手可能な最終年である 2015 年末現在で、国内の合計約 300,000 人のムッラ（イスラム法学者、mullah）のうち、4,800～5,000 人のムッラが MOHRA に登録されて、同省のために直接働いているものと推定した。ムッラは、政府から平均 4,700 アフガニ（69 米ドル）の月給を依然として受け取っていた。MOHRA は、MOHRA に登録されたモスクの礼拝指導者になるために申請を行ったムッラに、少なくとも学士号か、又は高等教育省（Ministry of Higher Education）によって認定された、それに相当する資格を有するように、依然として義務付けていた。MOHRA によれば、国内に約 150,000 から 160,000 あるモスクのうち、約 50,000 が登録されており、2016 年中に追加された 700 のモスクもその中に含まれている。MOHRA は、同省が、国内のムッラとモスクの包括的な登録制度を創出するための財源を依然として欠いていると述べた。

MOHRA は、その予算の一部を新しいモスクの建設に引き続き割り当てていた。地方の団体は、新しいモスクの費用の最大部分を支払い続けており、また、かかる団体が財務その他の援助要請を望まない限り、新たな建設について同省に通知することを、依然として義務付けられていなかった。

ヒンズー教徒とシーク教徒によれば、政府は、彼らが他のヒンズー教徒とシーク教徒を聖職者にするために訓練することを依然として規制していなかったが、改宗を罰する法律により、彼らは改宗することができなかった。政府は、彼らのコミュニティが礼拝所を建設することを、依然として妨害していた。

シーク教及びヒンズー教コミュニティに属する人々によれば、彼らは報復を恐れ、依然として土地を巡る争議を、特に地方の強力な指導者が彼らの財産を占拠した際には、裁判に持ち込まないようにしていた。

MOHRA は、全国に 5,000 校の登録済みマドラッサ（イスラム神学校、madrassa）と「コーラン学習センター（Quran learning center）」があると報告した。政府は 2016 年に複数のマドラッサを登録したものの、何校に上るのかは報告しなかった。2015 年以降の最新の有効な推計によると、340,000 人以上の生徒が、主にカブール、バルフ（Balkh）、ナンガルハール（Nangarhar）、及びヘラート（Herat）州のマドラッサに入学した。

登録手続きのため、学校は適切な建物、教室、認定教員、そして生徒がキャンパス内で生活する場合には寮を備えているように、依然として義務付けられていた。MOHRA は敷地内にモスクがあるマドラッサを登録した一方、MOE はモスクのないマドラッサを登録した。MOHRA が運営するマドラッサでは、生徒が個人教授を受けており、1 人のイマーム（導師、imam）が、様々なレベルで学習する約 50 人から 70 人の子どもに教えていた。登録は、政府がマドラッサを管理していることを意味するものではないが、登録することによって、マドラッサの卒業証書と証明書に政府認定の資格が付与される。登録済みのマドラッサが発行する証明書によってのみ、生徒が国立大学で高等教育を受けることが可能になる。

MOHRA は未登録のマドラッサの数に関するデータを提供しなかったが、登録済みマドラッサの推定数は、登録に向けた取り組みの後で、未登録のマドラッサよりも「数ではるかにまざった」。MOE は、未登録のマドラッサを閉鎖する権限を持っているが、省当局者は、地元の感情のせいで、どのマドラッサを閉鎖することも実際にはほとんど不可能であると語った。省当局者は、ネガティブな社会的反響が生じる可能性があるため、政府が 2016 年にマドラッサを一校も閉鎖しなかったと報告した。省当局者は、政府が、卒業証書の認定と、金銭的援助と家具又は文房具などの物質的援助を含む、マドラッサの登録による恩恵について、マドラッサコミュニティ内の意識を高める取り組みを行っているとした。

MOHRA は初等レベルのマドラッサを運営していなかった。代わりにモスクが初等レベルの宗教学習を提供していた。標準の 2 年学位プログラムを提供するマドラッサを MOHRA が全く運営していなかったのに対し、MOE に登録した、2 年学位プログラムを提供するマドラッサは 80 校あった。MOE に登録した公立マドラッサは 1,200 校、私立マドラッサは

200 校あった。

政府当局によると、MOE を通じて登録済みマドラッサに民間からの、又は海外からの寄付を送る道筋をつけるための法的要件は、政府が教育機関への財政援助を監視することを可能にしたが、この要件を遵守できないせいで、MOE はめったに禁止令を課すことはなかった。マドラッサに直接現金を寄付する傾向のため、政府が民間の資金源又は外国から提供される資金を追跡することが難しくなっていると、政府当局は語った。にもかかわらず、政府は、マドラッサを支援するために他のイスラム教国や私人に寄付を求める取り組みを継続していた。MOE も、独立系マドラッサに対し、認定を受けて、その資金源を開示するように要求し続けていた。

登録済みマドラッサは、MOE のイスラム教育局（Department of Islamic Education）が提供する標準カリキュラムに依然として準拠していた。このカリキュラムは、マドラッサで教授される科目の 60 パーセントを指定しており、こうした科目は性質上宗教的である一方、残りの 40 パーセントは、数学、歴史、地理、及びダーリ語文学で構成されていた。

カブールには、政府が後援するシーク教徒児童のための学校が一枚存続していた。政府は、職員の給与、書籍代、及び維持費をカバーするために、他の学校の場合と同程度の出資を提供し続けていた。MOE も、宗教学習を除いて、シーク教徒向けの学校にカリキュラムを提供し続けていた。コミュニティが宗教学習の教員を指定し、MOE は教員の給与を支払った。

スウェーデンの NGO 団体、アフガニスタンのためのスウェーデン委員会（Swedish Committee for Afghanistan）は、ジャラーラーバード（Jalalabad）で民間出資のシーク教徒学校の支援を継続していた。少数のシーク教徒児童は、依然として私立のインターナショナルスクールに通っていた。ヒンズー教徒には別個の学校がなかったものの、中には子供をシーク教徒の学校に通わせる親もいた。依然として、キリスト教徒向けの学校はなかった。

オブザーバーによると、裁判所は民事訴訟と刑事訴訟の両方で主として制定法に依存して

いた。しかし、一部の例で、少数派宗教集団に属する人々は、裁判所がハナーフィ法律学を、そのような法律が世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）、市民的及び政治的権利に関する国際規約、及び国連障害者の権利条約（United Nations Convention on the Rights of Disabled Persons）と矛盾する場合でさえ、用いていたと報告した。

上級のスンニ派及びシーア派学者、イマーム、及びイスラム法学者のグループ、ウレマ評議会（Ulema Council）は、イスラム法に関する問題について、大統領への助言を継続していた。同評議会は 2 ヶ月ごとに大統領と会談し、アフガニスタン国防治安部隊（Afghanistan National Defense and Security Forces: ANDSF）への支援や反政府組織との和平交渉といった問題について討議した。ウレマ評議会は、新立法の公式化と現行法の実施について議会及び各省にも一貫して助言を与えた。(2016 年) 11 月に、同評議会は、政府と、グルブッディーン・ヘクマティアル（Gulbuddin Hekmatyar）が指導する反政府組織、ヒズベ・イスラミ・ヘクマティアル派（Hizb-e Islami Gulbuddin: HIG）との和平合意に対して支持を表明した。

ウレマ評議会は、政府から公式に独立した立場に留まっていたが、そのメンバーは、依然として国家から財政援助を受けていた。同評議会は、一部の州政府にも助言を継続していたが、村や農村地域では、学者、NGO の代表、及び政府高官が、多くの場合、決定は依然として現地のイスラム法解釈と伝統に基づいていると語った。

少数派宗派の代表は、裁判所が彼らに法律で規定された保護を適用せず、非イスラム教徒にも同じ権利の資格が法的に認められる場合でさえ、イスラム教徒と同じ権利を非イスラム教徒に許さなかったと、相次いで報告した。少数派宗教コミュニティに属する人々は、裁判所を含めて国家が、すべての市民をあたかもイスラム教徒であるかのように扱い続けており、非イスラム教徒の基本的市民権の一部は成文化されていないと語った。また、結果として、非イスラム教徒はハナーフィ法学に従って審理される危険に依然としてさらされているとも語った。

シーク教徒とヒンズー教徒は、特別土地財産裁判所（Special Land and Property Court）

などの紛争解決機構によって保護されていないと感じ続けているため、彼らのコミュニティに属する人々は、ますます民事事件を裁判所に持ち込まないようになったと述べた。代わりに、それらの人々は、ますます彼らのコミュニティの中で紛争を解決しようとするようになった。

ヒンズー教とシーク教徒の両方のコミュニティの指導者は、彼らが、司法制度において事件を解決する場合の大幅な遅延を含めて、差別に直面し続けたと述べた。最も一般的な司法上の問題は、シーク教徒の財産の違法な横領にかかわるものだった。シーク教コミュニティの指導者が報告したある事例では、地位の高い内務省（Ministry of Interior）の職員が、いまだに同国の居住者であったシーク教コミュニティに属する人が所有する土地を占拠したという。シーク教コミュニティの指導者が挙げた別の例では、国家保安局（National Directorate of Security: NDS）の職員が、ドイツに移住したシーク教徒の土地を盗用し、所有者の代理人が土地に関する申し立てを行おうとした際に、銃を突きつけて代理人を脅迫したという。両訴訟の公判は、非常にゆっくりとではあるが、原告の訴えに従って継続された。

政府の役職に就いているシーク教徒とヒンズー教徒は、地方自治体レベルで1名、アフガニスタン商工会議所（Afghanistan Chamber of Commerce and Industries）で1名、及び大統領によって指名された上院議会の議員に1名など、依然としてわずかであった。政府内の上級職に就いているシーア派イスラム教徒もいたが、彼らは、政府行政機構への任命が、国内人口におけるシーア派の割合の推計に基づいた国の人口統計を依然として反映していないと語った。ウレマ評議会のスンニ派メンバーは、人口におけるシーア派の割合に関するスンニ派の推計に基づけば、政府内にはシーア派が多すぎると述べた。

シーア派の指導者は、公的生活への彼らの参加を法律は全く制限していないと述べたが、政府は、シーア派が多数を占める地域の保安を無視し続けた。

4人のイスマイル派信徒が、依然として国会議員を務めていたが、イスマイル派コミュニティに属する人々は、政治的権限を伴う他の役職からのイスマイル派信徒のいわゆる締め出しについて、引き続き懸念を表明した。

異なるイスラム教宗派（スンニ派とシーア派）のメンバーで構成され、政府からの支援を受ける司法、憲法、及び人権委員会は、イスラム教の宗教内和解に取り組むための会合を継続的に開いた。女性問題省（Ministry of Women's Affairs）と MOHRA は、女性がモスクに出席することを可能にするという所定の目標に向けて協働し続けた。政府が資金拠出するアフガニスタン穏健センター（Moderation Center of Afghanistan）は、政府がイスラム教の穏健な解釈と見なす解釈を引き続き促進した。同センターは、シーア派とスンニ派の聖職者を研修のためクウェートに派遣する教育目的の交流を継続し、その後他の聖職者を訓練するために、様々な州で彼らを教官として任命した。ウレマ評議会、イスラム同胞評議会（Islamic Brotherhood Council）、及び MOHRA といったその他の組織も、宗教内和解のための協働を継続した。

ONSC は、暴力的な過激派に対抗するための（CVE）全般的戦略を策定する取り組みの一環として、宗教的動機付けのある暴力的過激派への対処に協働を続けた。（2016 年）9 月から、この取り組みで使用するデータを収集するため、ONSC は、宗教的動機付けのある暴力的過激主義に関する一連の州レベル会議を後援し始めた。同時に、戦略を実施する関連政府機関及び NGO の協力体制を整備するために、ONSC は省庁間の作業部会を設立した。

外国軍及び非国家的行為者による虐待

報道機関は、タリバン、ISKP、その他の反政府組織による、報じられた政府とのつながりやイスラム教解釈を理由とする個々の宗教指導者を標的とした攻撃に加え、ハザラシーア派（Hazara Shias）などの特定の宗教及び民族宗教集団を標的とした攻撃を相次いで報道した。

（2016 年）7 月に、主にハザラシーア派から構成される NGO、啓蒙運動（Enlightenment Movement）によって組織されたカブールでの抗議デモが自爆テロによって攻撃された。少なくとも 97 人が死亡し、260 人以上が負傷した。攻撃の直後に、ISKP はそれをシーア派コミュニティに対する「殉教攻撃」と呼び、同組織のアマーク通信（Amaq News Agency）

を通じた声明の中で爆撃の犯行を宣言した。

(2016 年) 11 月に、シーア派の喪失と悲嘆の式典、アルバイン (Arbaeen) の追悼行事のために、西カブールの Baqir ul-Uloom モスクで開かれたイスラム教シーア派の集会が自爆テロによって攻撃され、少なくとも 30 人が死亡した。その後 ISIS が犯行を宣言した。

(2016 年) 10 月に、カブールの Karte-Sakhi モスクに武装集団が侵入し、アーシューラーを祝うために集まった信者を銃撃した。過激派のウェブサイトを確認している組織によれば、この攻撃で 17 人の信者が死亡し、58 人が負傷した (女性と子どもを含む)。アマーク通信は、この攻撃の計画に ISKP が関与しており、銃撃者には ISKP の戦闘員が含まれていたと伝える記事を発表した。ISKP は後に、この襲撃が完全に同組織によるものであると犯行を宣言した。その翌日、バルフ州にあるシーア派モスクが自爆テロによって攻撃され、14 人の民間人が死亡し、モスクの外での爆風によって 17 人が負傷した。2 日目の攻撃については、公式の犯行声明が出されなかった。シーア派コミュニティの指導者はこれらの攻撃を非難し、こうした攻撃は国内の宗派間の緊張を高めるための過激分子による企てであると、多くのシーア派が信じていると語った。シーア派の指導者は、スンニ派とシーア派の間の緊張をエスカレートさせる可能性のある暴力的な反応を避けるようシーア派コミュニティに強く訴えて、政府に事件を調査して、シーア派を保護するために必要な措置を講じるよう要請した。

(2016 年) 6 月に、北部のサル=イ=プル (Sar-i-Pul) 州で、未知の武装勢力がバスから 17 人のシーア派ハザラ人を誘拐した。州評議会の委員は、おそらくタリバンが、前日の衝突の間にアフガニスタン軍によって拘束された地方司令官と交換するために、乗客を誘拐したのだらうと語った。この事件は、タリバンがクンドゥーズ (Kunduz) 州でバス車隊を待ち伏せして、13 人を殺害し、他の数人を人質に取ってから 2 日後に発生した。地元の部族の長老が仲介して、誘拐被害者を解放させることに成功したという。

(2016 年) 9 月に、バーミヤン (Bamiyan) からカブールへ旅行している 8 人のハザラ人が、ヴァルダク (Wardak) 州の警察の検問所からちょうど 150 メートル離れた地点で誘拐されたという。別の事件では、ゴール (Ghor) 州で武装勢力が 2 台の乗客バンを停止

させた。武装勢力は、ハザラ人であると認識した 5 人の乗客を選び出し、銃を突きつけて彼らを連れ去った。政府関係筋によると、ハザラ人を誘拐したのはタリバンで、拘束されている司令官と交換するための人質にするのが目的だったという。政府軍が人質の解放を試みた際に 1 人の学生が殺害されたが、仲介のために部族の長老が介入し、残り的人質はその後解放された。ガズニー (Ghazni) では、タリバンが 6 人のハザラ人学生を誘拐しようとしたのを受けて、タリバンと政府治安部隊の間に衝突が発生し、その間に学生 1 人が死亡した。10 月に、タリバンはカブール・バーミヤンハイウェイ (Kabul-Bamiyan Highway) を移動中の 25 人のハザラ人を誘拐した。彼らは地元の部族の長老が仲介して、解放されたという。

(2016 年) 12 月に、クンドゥーズのシーク教コミュニティの指導者、Lala Del Souza が、クンドゥーズ市で未知の武装集団によって射殺されたとメディアが報じた。警察は、彼の死に関連して 3 人の容疑者が逮捕されたと発表した。タリバンからの犯行声明はなかったものの、殺害事件の背後にはタリバンがいるものとメディアは推測した。

タリバンその他の反政府組織は、タリバンのイスラム教解釈や政治路線と対立するメッセージを説いたとして、宗教指導者らを殺害すると脅迫し続けた。タリバンはムッラにも、政府の保安担当官のために葬送の祈りを捧げないよう警告し続けた。(2016 年) 6 月から 9 月にかけて、ナンガルハール州の Rodat 郡と Momand Dara 郡で、タリバンは 2 人のイマームを含め、多くの聖職者を殺害したという。MOHRA のマドラッサ局長によると、その結果イマームらは、アフガニスタン治安部隊 (Afghan National Security Forces) や他の公務員のために葬儀を行うのが恐ろしいと口にするようになったという。タリバンはまた、独自のイスラム法解釈に従って、彼らの支配下にある地域で地元住民の社会的慣習を監視し続け、住民に処罰を科した。ISKP との密接な関係を主張する反乱者も、同様の活動に従事し続けた。MOHRA の州局長は、ISKP が 10 校のマドラッサを支配下に置き、政府のカリキュラムを廃棄して、民兵組織の訓練を含む自前のカリキュラムに差し替えたと報告した。

政府当局は、タリバンが自らの支配下にあるバグラーン (Baghlan) 州とローガル (Logar) 州の一部で、文化、観光、スポーツのカリキュラムを、同組織が直接任命したイマームに

よって実施されるイスラム教育に切り替えたと（2016 年）8 月に報告した。10 月に、クンドゥーズ州評議会の委員は、タリバンが同州の半数以上の学校を支配していると報告した。ある当局者は、タリバンが 80 パーセントもの学校を支配していると推定した。この当局者は、政府が教員の給与を払い続けている一方、タリバンは学校のカリキュラムを確立し、学校管理者に加えて教員も選定していると語った。政府は依然として、タリバンが選んだスタッフに給与を支払っていた。

第 III 節 社会による宗教の自由の尊重の現状

シーク教、ヒンズー教、キリスト教、その他の非イスラム教少数派によれば、ヒンズー教徒とシーク教は自らの宗派を公然と信奉することができるものの、嫌がらせや、場合によっては暴力に直面する傾向が続いているという。ヒンズー教コミュニティに属する人々は、シーク教徒と比べて彼らが嫌がらせを受ける機会が減ってきたと語った。その違いは、男性用の目立つ頭飾りを付けているかいないかによるのではないかという。集団ごとに差があるものの、多くのアフガニスタン人は、「シーク」と「ヒンズー」という用語を区別しないで使い続けているという。宗教と民族的特性は多くの場合密接につながっているため、宗教的アイデンティティだけに基づいて多くの事件を分類することはしばしば困難だった。

シーク教コミュニティの指導者によると、（2016 年）9 月に、剣を持った男が「イスラム教に改宗しろ」と叫びながら、カブールにあるシーク教寺院の門を激しく叩いたという。この事件の 1 週間後に、ヒンズー教／シーク教コミュニティの指導者は、カブールのその寺院の前にある雌牛の頭が合成物であるとわかったと報告した。複数のシーク教徒が、住民や高位の政府当局者から、自分たちは「アフガニスタン出身ではない」、「インド人だ」、そして「ここにいるべきではない」と言われたという例を報告した。

キリスト教徒は、キリスト教への改宗者に対する、また、キリスト教の改宗の考え方に対する敵対的な世論について、繰り返し報告した。多くの場合、他国にいる間にキリスト教に改宗したキリスト教コミュニティの人々は、社会的差別と迫害に対する恐怖から、自宅で一人で、又は少人数の会衆の中で礼拝を続けていると語った。

複数の異なる宗教の女性が、地元のイスラム宗教指導者から、服装を巡って口論を仕掛けられることが多いと報告した。その結果、多くの女性は、農村部や一部の都市部で公然とブルカを着用し続けていると語った。ほとんどの女性がもはやブルカを着用していない都市部では、ほとんどすべての女性が、個人的選択によって、又は社会的圧力のせいで、ある種の頭部や顔を覆う衣装を着用し続けていると述べた。多くの人は、自らの安全確保を高めるために、覆いを身につけることにしたと述べた。巡礼・宗教省と国家ウレマ評議会（National Ulema Council）は共に、服装に関して女性に公的圧力をかけることはないとはないと表明した。

少数派宗教の指導者は、シーク教徒、ヒンズー教徒、その他の宗教的少数派の数が減り、礼拝所もわずかしかなかったと述べた。シーク・ヒンズー評議会（Sikh and Hindu Council）によると、全国に 64 のグルドワラ（gurdwara: シーク教寺院）とマンドゥス（mandus: ヒンズー教寺院）が存在していたが、カンダハール、ガズニー、パクティヤー（Paktya）、その他の州の住民が、過去数年間に約 30 ヶ所を占拠してしまった。残存する礼拝所のうち 14 ヶ所は、ヒンズー教コミュニティに属している 2 ヶ所を含めて、今なお使われていた。ヒンズー教コミュニティは、さらなる違法占拠を阻止して、過去に失われた土地と建物を取り戻すための取り組みにおいて、巡礼・宗教省にその礼拝所の一覧表を提出したと報告した。カブールで唯一のユダヤ教礼拝堂は使用されておらず、公式のキリスト教会は存在しなかった。様々な信仰をもつ非市民向けの礼拝施設が、多国籍軍の軍事施設とカブールにある外国の大使館に設置された。仏教徒の外国人は、ヒンズー教寺院で自由に礼拝を行うことができた。

ヒンズー教徒とシーク教徒は、慣習に従って死者の遺体を火葬しようとする、火葬場付近に住む住民から邪魔され続けていると報告した。ヒンズー教／シーク教コミュニティの指導者は、シーク教徒の火葬の翌日に、身元不明の人物がコミュニティの火葬場に石とれんがを投げつけてきた事件について報告した。政府は火葬場として使用するための土地を提供したものの、シーク教指導者によると、どの主要都市からも遠い場所にあり、地域の保安体制も不十分なことから、土地が使用できないという。政府は、火葬儀礼を行なう間シーク教とヒンズー教のコミュニティを保護するために、引き続き警察の支援を与えた。

シーク教とヒンズー教のコミュニティに属する人々は、他の生徒からの嫌がらせのせいで、自分たちの子供を公立学校に通わせられないままであると報告した。過去に、ヒンズー教徒とシーク教徒は、子供を私立のヒンズー教及びシーク教学校に入学させたと語っていたが、そうした学校の多くは、人々の経済状況の悪化に加え、2つのコミュニティの規模の縮小により、閉鎖してしまった。シーク・ヒンズー評議会によれば、運営を続けている学校がナンガルハールに1校、カブールに2校あった。

シーク教指導者によると、雇用機会の不足は、依然としてヒンズー教徒とシーク教徒の移住の主な原因であった。指導者らは、2つのコミュニティで経済情勢が悪化し、治安面で不安が増大したせいで、移住が増え続けていると報告した。ヒンズー教徒とシーク教徒の大部分は読み書きができないままであり、そのことが雇用機会を制限し続けていると彼らは語った。

オブザーバーは、多数派のスニ派による少数派のシーア派に対しての社会的差別は減少し続けていると述べた。負傷したシーア派の人に献血をするために、数百人のスニ派が病院に行った話を、オブザーバーは啓蒙運動に対する自爆攻撃への反応の例として挙げた。しかし、オブザーバーは、様々な場所で差別は報告され続けていると語った。

オブザーバーによると、開発援助プロジェクトについての疑惑は、イスラム教徒の住民の間で依然として続いており、住民の中には、そのような援助プロジェクトが、キリスト教を普及させたり、改宗活動に従事したりするための秘密の取り組みなのではないかと疑う者もいたとされる。

オブザーバーは、地方のイスラム教宗教指導者が、スポーツへの女性参加などのイスラム主義と一致しない社会活動を制限する取り組みを続けていると報告した。

第IV節 政府の方針

米国大使館役員は、宗教的寛容を促進し、暴力的過激主義に対抗する政府の能力を強化するために、政府当局との会合を続けた。上級大使館員や他の大使館員は、宗教的少数派の

保護を巡り、政府当局と討議を続けた。

マドラッサの設けるカリキュラムが宗教的動機付けのある暴力的過激主義を促すことのないよう、より確実な方法について討議するために、大使館の代表者は政府高官及び宗教当局者と会談した。大使館は、暴力的過激主義と戦うための国家戦略の策定において ONSC を支援する他の政府及び非政府の利害関係者と同様に、ONSC とも協調した。

大使館員は、宗教的寛容を強化し、より広範な宗教的観点を国民に導入する方法について議論するために、主要な宗教団体の指導者、学者、及び NGO と会談した。

大使館は、宗教的対話を拡大させるために、米国及び第三国に著名な宗教指導者数名が訪問するのを後援した。大使館員は、暴力的過激主義に関する研究の取組みを協調させるために、様々な研究機関による複数回の会議を推進した。大使館は、暴力的過激主義の主な発生源とそれに対抗する機構について討議するために、穏健センターや MOHRA などの組織の主導的研究者や宗教学者との円卓会議を主催した。